

会員各位

2009年12月6日

(社) 青森歯科技工士会  
会長 長内 隆

医療専門職である歯科技工士の皆様にご協力お願いいたします。

日本国民の歯科医療の将来を守るために  
歯科医療を守る国民運動推進本部からのお知らせ

拝啓

会員の皆様におかれましては、師走にもはや入り、さぞやご多忙のこととお察し申し上げます。また、ますますご活躍されご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いくつかのメディアで報道されておりますとおり海外技工物の国内(患者)使用に法的不整合が存在し、歯科医師または歯科技工士の日本の国家資格者以外は違法となっておりますが、海外製作には材料、資格などなんら規制されないかの答弁を平成17年の厚労省が行っています。

医療職『歯科技工士法』の意味を考えると、矛盾と憤りを感じます。歯科医師の97%が反対しております。他の都道府県技に倣うまでもなく、本県技も推進協力して参ります。協本代表の会の情報提供して参ります。青森県技葉現在県保険医協会の指導協力を得、青森県議会への意見書提出に向けて協力しているところです。

裁判活動費に賛同募金お願いいたします。敬具

追伸 最寄りの非会員の歯科技工士にもお知らせ下されれば幸いです。